

別表第五電気装置の部点火装置の項を次のように改める。

点火装置	点火プラグの状態	点火時期
別表第五電気装置の部バッテリーの項を次のように改める。		
バッテリー		ターミナル部の接続状態
別表第五原動機の部潤滑装置の項を次のように改める。		
潤滑装置	油漏れ	

別表第五原動機の部燃料装置の項中「キャブレータの」を削り、「チャーク・バルブの状態」を「チャーク・バルブの作動」に改め、同部冷却装置の項中「水量」を削り、同部の次に次のように加える。

ばい煙、 一酸化炭素等発散防 止装置	配管の損傷
1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態	

別表第五灯火装置及び方向指示器の項、警音器及び施錠装置の項及び計器の項を削る。
別表第六制動装置の部中「駐車ブレーキ・レバー」を「駐車ブレーキ機構」に改め、同部ロード及びケーブル類の項を削る。
別表第六走行装置の部ホイールの項中「タイヤの溝の深さ及び異状な摩耗」を「※1 タイヤの状態」に改める。
別表第六動力伝達装置の部トランスミッション及びトランスファの項中「油漏れ及び油量」を「※油漏れ及び油量」に改める。
別表第六電気装置の部点火装置の項を次のように改める。

点火装置	※1 点火プラグの状態 2 点火時期 3 デイスタトリビュータの キャップの状態
------	---

別表第六原動機の部燃料装置の項を次のように改める。

燃料装置	燃料漏れ
別表第六ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の部熱害防止装置の項を削る。 別表第六エンジン・パイプ及びマフラの項中「取付けの緩み及び損傷」を「※ 取付けの緩み及び損傷」に改める。	
別表第七制動装置の項を次のように改める。	
制動装置	1 主制動装置のきき具合の不良 2 駐車ブレーキのきき具合の不良 3 ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良 4 フス・シリンドラ、ホイール・シリンドラ又はディスク・キャリパの液漏れ

別表第七その他の項を次のように改める。

その他
1 一酸化炭素等発散防止装置の触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は損傷 2 エグゾースト・パイプ又はマフラの取付けの緩み又は損傷 3 マフラの機能の不良

(自動車型式指定規則の一部改正)

第三条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「二年九月間」の下に「車両総重量八トン以上の」を加える。

(道路運送車両法の保安基準の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 道路運送車両法の保安基準の一部を改正する省令(平成十年運輸省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(自動車型式指定規則の一部改正)

第六条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条第二項、第四項、第五項及び第六項の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車」を「第三十一条第四項、第七項、第十一項及び第十三項の規定の適用を受ける自動車」に、同条第十八項の表の二輪自動車の種別の欄に掲げる「二輪自動車」を「同条第九項の規定の適用を受ける二輪自動車」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の自動車型式指定規則第九条第二項の規定は、公布の日以後発行された完成検査修了証に係る自動車についての完成検査の成績及び当該完成検査終了証の発行の事実の記録について適用する。

〇運輸省令第四十七号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十条第四項第二号及び第三号(同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、並びに同法第三十四条第三項の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十月二十七日

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十号様式を次のように改める。

運輸大臣 二階 俊博